

北海道議會時報

第二卷第七號

昭和二十五年七月

目次

- ◎常任委員會.....一
 - △經濟
 - △林務
 - △開拓及び農地
- ◎諸會合.....一
 - △全國議長會幹事會
 - △第十回一道北部七縣議會事務局長連絡協議會
 - △全國都道府縣議會事務協議會
- ◎雜錄.....三
 - △參議院議員選舉の結果について
 - △道機構改革並びに人事異動
 - △來往
 - △議員の動靜
 - △速記について
- ◎資料.....四
 - △國土總合開發法の公布と國土總合開發審議會令
 - △地方財政委員會事務局組織規程
 - △地方財政平衡交付金の交付時期等の特例に關する規則
 - △災害復興費道路河川國庫負擔本道割當額
 - △住宅資金による本道割當戸數
 - △昭和二十四年度道稅徵收狀況調
 - △地方自治法に關する質疑應答
- ◎新購入圖書紹介.....三

常任委員会

▲経済委員会

○六月十二日午前十一時五分第二委員室で開議 蒔田委員長より、種羊場及び種畜場の現地調査の状況について報告、畜産課長より、北海道種羊場條例及び北海道種畜場條例の設定案について説明し、併せて現地調査にもとづく兩場の運営及び施設等について各委員の意見を求めた。このことについて三澤、蒔田、後藤、佐々木(美)の各委員よりそれぞれ意見の發表があり、又畜産課長及び經濟部長よりも兩場の構想についての意見の發表があつて休憩 午後一時再開、畜産課所管の貸付牝牛の支應、市町村別割當内容について、棚川、蒔田、兒玉の各委員より質疑があつて、畜産課長よりこれに對する答辯があり、種羊場及び種畜場問題について更らに協議にはいり、その結果、畜産當局から各委員よりの意見を加味したところの構想案と同時にこれが條例案を提出せしめて検討することに決した。農業協同組合課長より、農業手形制度の改正問題及び農業協同組合に對する經營指導と金融措置に要する追加豫算の内容について、農業改良課長より、昭和二十五年産農業改良事業國庫補助金の割當及び改良普及員の支應別増員配置割當の状況について、又農務課次長より、農務課所管の道費追加豫算の内容について説明があり、農業手形制度の改正に伴う適用範圍及び農業改良普及員の定員確保とこれに加えて米、馬鈴しよの價格問題等については中央に折衝を行うこととし、上京委員は各黨より經濟委員一名を派遣することを決定して午後四時二十五分散會。

▲林務委員会

○六月九日より六日間にわたり、乾、高橋(雄)、渡邊(駒)の各委員は上川、十勝支廳管内林業状況の調査を行った。

▲開拓及び農地委員会

○六月七日より十一日間にわたり平田委員長、佐藤(初)、田中(三)の各委員は、上川、十勝支廳管内の開拓地状況の調査を行った。
○六月七日より十二日間にわたり本多副委員長、四十榮、糸川の各委員は宗谷、網走、上川支廳管内殖民軌道敷設状況の調査を行った。

會合

▲全國議長會幹事會

○六月二十九日東京都議會議事堂において全國議長會緊急幹事會が開催された。先ず本會代表者の渡米について、全員立合ひの上抽せんにより順位を決定、つぎの事項について協議を行い、地方行政調査會議議長神戸正氏より「アメリカ視察談」を聴取し、この後議長會事務局強化問題及び公職選舉法の改正點について懇談、散會した。

協議事項

- 一、表彰内規改正について
- 一、地方行政調査會所要經費の分擔について
- 一、議會會館について

▲第十回一道北部七縣議會事務局長連絡協議會

○六月七日秋田縣において事務局長連絡協議會が開催され、宮城、青森、福島、山形、岩手、新潟、秋田、北海道の各事務局局長の外衆議院より西澤事務局長、内藤議事課長がこれに出席、地方議會内に各種運動本部設置に對する措置、地方議會連絡事務の調整、地方行政調査委員會資料の調査範圍その他について協議した外、議會運営に關する各種の問題につき研究懇談を行い散會した。

▲全國都道府縣議會事務協議會

六月十六、十七日の二日間東京都議會議事堂において全國都道府縣議會事務協議會が開催せられ、本道より山口事務局長金澤議事課長が出席した。協議に先立ち、高辻地方自治廳連絡行政部長より「地方自治法改正要點」について、奥野地財委事務局財政課長より「地方財政制度改革の本旨」についての解説があり、終つて衆議院大池事務總長の「アメリカの議會運営狀況」と題する講演を聴取し引續き、地方自治廳大森、若林兩事務官列席のもとに提出議案について夫々質疑應答が重ねられ極めて有意義裡に終了したのであるが議案件名は次の通りである。

議案件名

議案番號	件名	名	府縣案	備考
(一)	法律の解釋又は疑義事項			
一	地方自治法第十四條の疑義について	愛媛		
二	同 第九十七條第二項の疑義について	同		
三	圖書室の設置について	山梨		
四	地方自治法第九條第五項の疑義について	愛媛		
五	常任委員長の本會議における一議員としての意思表示について	福岡		
六	議會において選任する各種委員の選任方法について	山形		
七	地方自治法第百十二條の疑義について	愛媛		
八	議長が自ら討論をした場合、議長席に着くのはその議題の採決前か採決後か	福岡		
九	議長に發案權を認める改正立法方要望	山口		
一〇	地方自治法第百十三條の疑義について	愛媛		
一一	同 條但書催告について	愛知		
一二	同 條の出席催告について	北海道		
一三	同 條の改正について	鳥取		
一四	同 法第百十六條の疑義について	愛媛		

(二)	研究事項	府縣案	備考
一五	地方自治法第百十六條の表決を投票によつて行う場合に於ける「出席議員」の解釋について	高知	
一六	懲罰會議における除斥と身上辯明について	北海道	
一七	請願受理の範圍について	同	
一八	議會傍聽人取締について	山梨	
一九	他人の私生活にわたる議員の言論及び議會の調査について	北海道	
二〇	條例の制定又は改變及び豫算を定める議決に對し長が再議に付す場合の疑義について	宮城	撤回
二一	地方自治法第百七十六條第四項の規定に對する疑義について	香川	
二二	地方自治法第百九十九條の疑義について	愛媛	
二三	附帶議決の効力について	福岡	
二四	地方自治法第九十九條中改正について	静岡	
二五	同 條の疑義について	愛媛	
二六	同 第百條中改正について	静岡	
二七	政府の刊行物送付について	滋賀	
二八	豫算書刊行物等の地方議會へ送付勵行について	富山	
二九	常任委員會の權限について	同	
三〇	常任委員會の事前活動について	島根	
三一	特別委員會の調査權について	滋賀	
三二	地方自治法第百三十八條改正について	香川	
三三	都道府縣議會事務局の機構整備について	大分	
三四	議會事務局職員の身分の明確化と身分保障について	鳥取	
三五	議會費豫算執行權の獨立化について	同	
三六	公選により公職に於ける地方公務員の公職立候補制限撤廢について	島根	
三七	議員の死亡届出、禁治産宣告又は選舉犯罪以外の罪により禁固以上の刑に處せられた場合の通報に關する手續規定の設定について	新潟	
三八	個人演說會公營施設より「議事堂」削除について	同	

三九、八三一票 清水源作(無所屬)
 二四、九一一票 杉本健(練風)

二一、一三一票 長谷長次(無所屬)
 七、二〇〇票 高橋吉男(森正)

各市支廳別得票一覽

市支廳	候補名		得票												
	木下	東	若木	松浦	有馬	岩田	小林	松川	杉之原	塚田	中保	清水	杉本	長谷	高橋
札	七、九三三	三、八四九	一六、五四三	一一三	二六、六三三	一、七七一	一〇、〇九	四、八九〇	五、八一	一、六四	一、五七三	七〇〇	一、六五五	一、三四〇	一、〇五五
函	二、三三三	一、八五八	一〇、八八	三三三	一一、八六六	三、七六	三、六七	三、八七	三、七四八	三、二五	八三七	三、三五	三、二七	二、三九	二、八五
小	六、六二五	一、〇九二	九、一六	三九	六、四三	二、七	二、三三	二、四、〇二四	二、六八九	三、七四	四、六四	三、〇〇	六、六	六、六	四、五
旭	一、三〇	七、七八	二、二九四	一六七	二、八六〇	六六	九四二	四、九五	一、四九九	一、五一	一、四、六〇	一〇二	四、四五	四、〇〇	一、〇
室	九、九一	四、八七	四、三三	七〇	三、四七	一、〇、六六	七、一四	九六八	二、二七八	一、〇八九	二、七〇	二、六七	五、〇〇	八、五	一、八
帶	一、五六三	一、六七	九、九二	四、四三	三、四二	八〇	六、五	九二	六、七	一、四〇	八、八三	五、〇〇	四、三	七、九	五、九
北	二、〇〇九	五、四八	二、〇七	三、〇三	一、五五	一、五〇	六、五	五、九〇	八、七〇	一、〇三	一、三三	四、八	四、八	三、三	三、三
夕	五、五八四	一、〇四五	三、五五七	三、四	九、六四	七五	三、四一	一、九七	三、三四九	二、三、九〇八	七、八	四、五	四、二	四、一	八、一
岩	二、三三五	二、七七一	一、二六五	七〇	一、四六七	四八	三、八二九	四、九	五、五〇	七、七〇	三、五	二、八	二、一	二、九	二、六
網	二、三四五	四、〇四	一、四二二	二、三二	一、六四	二、七	一、二二	一、二二	三、〇三	二、七	六、三	四、六	一、八	一、六	二、九
岩見	二、二八二	九、二	一、八三	一、九	一、四七	九八	三、六二	一、六三	八、二	四、〇四	六、九	四、六	四、六	一、五	六、二
網見	二、三三一	七、六三	一、〇九〇	六〇	二、二四二	三、五	五、二	四、四	四、三〇	三、二九	一、二、〇八	三、三	二、四九	四、四	六、二
留	一、七九五	二、七五	一、三九九	八四	一、五四六	一、〇〇六	五、七	四、四	三、六五	六、七四	五、四	一、二、〇八	六、六	二、〇	四、八
留	四、七七九	二、三	二、三〇六	一、三四	九、九五	二、五三	六、七	二、三三	一、六二	一、二、七	二、一、二七	一、二、七	三、五	二、四	五、〇
留	四、〇三	二、九一〇	五、一八	一、五七	二、九九六	一、六一	一、九〇	四、二七	二、六六六	五、六八五	一、二、三	一、九、五	四、四	一、七、七	一、五〇
留	五、〇九	一、八、〇三	八、三六	二、九九	八、〇九	一、六六	六、一九	二、三、七四	二、六六七	四、五	四、八	一、九七	一、三、〇	七、八	五、五
留	六、九三	一、九七六	七、七八二	四、〇九	四、一、三	八、一、三	一、五、五	一、一、五、四	三、一、一六	六、七〇	三、三	一、六八	一、五、〇〇	一、〇、七	三、六
留	二、七六六	一、一、三三〇	五、七、〇	三、三四	二、二、七	八、八、〇	二、二、九〇	三、七、二	一、〇、七八	二、二〇	二、九、五	九、七	四、七	二、三、三	一、七、八
留	四、八、〇〇	一、九、五、九	一、一、七、四九	二、九〇	八、七、七	三、七、五	四、三、五、六	六、二、二九	二、二、七、四	一、二、八八	四、〇、四	一、七、五	八、三	四、一、三	四、九、八
留	三、四、三、四	三、八、四、三三	二、〇、一、三、三	一、五、八二	一、〇、一、〇	九、六	二、〇、九、七、五	二、六、二、八	一、〇、一、〇、三、三	二、四、一、八八	二、一、三、八	四、一、〇、九	二、〇、〇、五	九、六	四、九、二
留	一、六、八、七	二、三、五、八	九、八、六、三	三、三、二、三	四、八、八	四、八	二、五、五、五	一、二、九、七	三、三、三、〇、七	一、四、六、三	一、二、二、五	二、二、四	一、六、五、九	七、七	七、七
留	四、九、四、七	六、一、五、三	三、七、〇、四	二、〇、七、三	四、六、八	二、八、八	一、三、六、六	七、四、三	一、三、六、八	一、四、六、九	三、六、三、〇	七、三	七、〇	二、八、一	五、四、七
留	四、七、七九	一、一、二、三	三、九、四、四	三、九、二、九	三、九、三	三、六、四	一、四、五、六	八、〇、九	四、四、一	六、七、五	三、六、七	七、九	九、九	二、八、一	一、六、六
留	二、一、九〇	四、四、七、六	一、一、五、五、〇	三、〇、〇、七、〇	六、八、八	五、二、三	三、一、五、五	二、四、五、三	二、九、四、三	六、〇〇	五、六、〇	二、一、四、〇	一、八、八、〇	一、〇、三	三、一、九

市支區	當選者名	菊川孝夫	三浦辰雄	杉山昌作	松本昇	溝口三郎	泉山三六	小林政夫	小野義夫	瀧井治三郎	小林孝平
札幌	札幌	札	1,551	38	170	492	812	27	130	1,080	71
函館	函館	函	929	113	230	44	728	28	77	287	103
小樽	小樽	小	493	42	154	174	486	22	97	114	43
川崎	川崎	旭	1,438	13	73	31	239	46	23	53	16
室蘭	室蘭	室	165	11	166	14	322	23	7	7	100
帶広	帶広	帶	904	29	120	36	175	6	12	108	53
北見	北見	北	726	10	40	19	211	4	2	215	16
夕張	夕張	夕	718	10	21	5	183	9	15	35	33
岩見澤	岩見澤	岩	229	2	24	4	109	4	14	153	19
網走	網走	網	194	8	33	16	52	4	2	28	8
小牧	小牧	苦	555	2	29	4	87	6	1	44	39
留萌	留萌	留	441	4	20	146	71	1	—	25	12
稚内	稚内	稚	255	7	13	8	123	7	6	6	20
釧路	釧路	釧	377	19	56	17	183	7	173	56	68
美唄	美唄	美	58	8	18	55	67	22	18	52	18
市計	市計	市	9,033	316	1,107	1,156	3,860	216	577	2,335	619
石狩	石狩	石	1,313	21	71	512	472	22	41	1,138	62
渡島	渡島	渡	3,006	60	147	272	716	39	103	339	64
檜山	檜山	檜	609	50	46	313	288	26	7	51	49
後志	後志	後	1,640	54	93	379	306	55	54	458	75
空知	空知	空	2,663	38	211	428	578	83	81	1,378	229
上川	上川	上	6,363	21	99	112	504	44	60	141	71
留萌	留萌	留	1,294	13	110	97	284	23	14	203	64
宗谷	宗谷	宗	1,020	18	65	180	331	34	14	23	36
網走	網走	網	6,756	28	264	473	537	50	95	70	109
釧路	釧路	釧	1,288	5	162	83	239	23	16	95	51
日高	日高	日	1,460	6	32	109	223	30	34	102	51
十勝	十勝	十	2,541	25	156	55	404	34	24	726	91
釧路	釧路	釧	555	25	58	91	211	34	340	70	48
根室	根室	根	641	3	32	4	140	14	51	15	24
支區計	支區計	支	31,158	1,158	1,546	3,018	5,323	500	1,006	5,546	1,024
合計	合計	合	40,191	1,378	2,653	4,264	9,183	736	1,483	7,881	1,643

全國參議院議員當選者並得票

合	根	釧	十	日	釧
計	室	路	勝	高	振
一八、五五四	二、四七九	六、三四六	六、三三五	三、六五七	五、四九〇
一七、七六八	一、五四九	一、四六三	一、六七二	八、一九一	一、三〇九
一七、三六五	二、一〇二	三、二二五	九、三三五	四、九九七	四、四九八
一四、一〇一	一、六四三	五、〇八三	四九、四五一	二八九	四九四
一三、七七八	二、〇七二	一、五三三	五、四八	二、〇〇〇	三、八五八
一〇、〇〇一	七六六	八、〇一〇	五、七五五	三、七三三	二、四七九
九、七六〇	一、四四六	九、四四三	一、九〇六	二、九四〇	六、八三三
六、一九九	二、六二五	一、七三二	九、三三七	七、七三三	八、〇三三
六、〇二八	四四三	一、八六五	三、二七三	一、八八四	一、四四九
六、三、四三三	二二八	三、五三〇	六、四三三	七、五三三	五、六五五
二、四、九二二	二七六	四、四三三	二、四三三	三、一〇一	四、三三三
二、四、九二二	四、〇三六	七、六三六	三、七〇三	二、一八八	一、二五五
五、八三三	三六一	三、三三三	一、〇九九	六、八五五	六、八九九
二、一、三三三	二、四九九	三、〇四四	一、七五六	三、七三三	五、〇八八
〇〇一、七	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

木村 禧八郎	小酒井 義男	岡田 信次	野溝 勝	小笠原 三三男	山花 秀雄	大矢 半次郎	加藤 シズエ	椛 繁夫	上 條 愛一	野 田 卯一	堀 木 謙三	細 川 嘉六	内 村 清次	白 波 潮米吉	高 木 正夫
4,861	47	1,915	196	912	492	174	698	18	73	719	2,090	149	75	14	1,341
6,835	24	919	283	729	152	98	842	21	60	209	1,450	167	159	7	1,394
2,476	48	880	92	1,126	326	31	470	34	30	176	552	142	65	13	1,659
1,133	37	571	72	557	20	16	226	3	36	87	615	56	14	4	751
3,857	40	944	95	548	110	29	475	27	27	79	466	65	112	1	693
797	16	141	47	374	19	18	227	6	26	130	248	29	12	4	176
464	5	154	100	280	30	7	196	2	8	57	158	7	10	6	281
9,184	142	101	79	524	63	29	496	10	9	11	46	65	50	3	298
1,058	3	418	12	241	25	4	132	—	2	28	490	21	33	3	335
316	—	103	120	404	9	11	87	2	9	17	62	16	4	3	252
950	3	209	26	281	18	7	95	6	111	21	179	17	11	1	345
457	20	122	26	164	17	36	86	4	—	39	58	18	7	—	412
653	2	217	25	293	11	42	105	—	5	104	140	18	16	—	375
3,223	218	360	39	313	32	10	272	14	7	183	319	55	29	1	480
7,080	99	65	25	494	19	6	127	14	6	83	104	70	24	3	201
43,344	704	7,119	1,237	7,234	1,343	518	4,534	161	312	1,943	6,977	895	621	63	8,992
1,921	135	617	137	1,281	312	37	371	23	75	122	509	76	48	9	713
2,165	53	1,537	120	1,440	83	125	432	13	42	176	573	89	143	11	1,703
556	2	103	57	895	20	8	156	6	13	199	310	45	16	4	1,399
2,343	51	1,246	117	1,860	44	32	261	18	35	398	312	94	50	10	1,612
20,289	148	1,238	287	3,103	247	40	1,227	76	144	240	1,162	336	147	5	2,427
2,093	72	1,992	131	2,046	66	37	442	12	104	816	473	161	40	4	2,050
1,168	68	408	58	758	55	12	219	12	52	87	76	79	29	5	506
573	9	545	41	963	22	239	221	10	13	57	91	32	19	1	768
2,083	20	988	518	1,869	83	128	670	19	155	141	383	136	87	19	1,680
1,429	17	1,349	98	537	38	23	220	8	108	94	350	46	34	2	1,570
970	6	347	279	236	23	25	188	8	8	128	109	35	17	7	1,223
2,105	120	826	94	1,712	49	62	525	23	347	130	277	96	42	3	1,078
3,660	103	326	54	654	57	94	289	25	104	45	219	88	40	6	653
582	8	193	72	470	8	19	141	4	5	155	103	19	33	1	617
41,937	812	11,770	2,063	17,824	1,107	887	5,362	257	1,205	2,788	4,947	1,332	745	87	17,999
85,281	1,516	18,880	3,300	25,058	2,450	1,405	9,896	418	1,517	4,731	11,924	2,227	1,366	150	26,991

宮本邦彦	鈴木文四郎	加藤正人	須藤五郎	中山壽彦	一松定吉	栗山良夫	岩澤忠榮	羽仁五郎	愛知機一	矢島三義	石川清一	石川榮一	松原一彦	田中一	大谷榮潤
28	377	48	68	54	205	284	97	1,002	242	1	696	51	459	192	3,280
44	365	39	53	22	146	405	117	483	378	21	453	112	170	732	6,923
17	221	84	33	51	131	357	55	534	232	5	122	67	218	236	766
3	98	22	20	3	41	147	455	163	134	4	618	25	82	164	846
29	151	26	30	19	63	178	42	147	132	1	225	27	37	155	160
6	91	7	16	27	55	133	102	98	135	—	1,124	30	78	40	564
17	34	1	39	14	21	111	6	52	102	—	2,667	61	19	100	212
11	106	10	33	13	37	38	3	130	25	4	833	28	17	83	135
5	60	12	5	7	14	157	6	44	89	4	1,684	32	50	24	251
4	32	6	1	6	8	18	14	35	58	—	8,097	34	13	82	98
—	72	3	13	10	20	17	2	56	32	2	424	9	7	47	34
3	31	8	8	13	13	24	79	28	114	1	180	14	—	50	134
14	56	1	6	—	20	25	37	33	73	—	832	21	11	64	231
13	80	10	24	8	44	137	52	112	210	5	288	22	101	109	214
2	67	8	30	4	16	31	2	71	25	—	1,608	32	18	91	171
196	1,840	285	379	251	834	2,062	1,068	2,993	1,971	42	13,851	565	1,280	2,169	14,126
39	295	23	34	34	119	332	121	258	47	5	9,276	194	84	260	1,114
23	195	48	53	45	110	297	57	189	404	4	7,342	221	46	589	2,272
13	78	9	36	25	41	128	30	58	509	—	8,003	112	40	405	889
21	193	14	52	27	78	298	49	149	284	11	12,662	245	98	360	935
42	339	71	165	68	177	442	929	392	286	17	29,319	539	219	690	2,052
18	227	21	56	37	106	466	4,551	147	162	11	44,622	600	96	432	2,227
14	88	13	56	33	47	62	42	71	207	8	4,070	220	42	220	838
6	103	8	10	15	69	100	4	43	100	6	4,152	97	13	195	803
40	248	24	60	42	107	262	37	131	303	11	26,048	483	66	383	1,326
8	122	22	18	24	67	129	12	88	55	2	7,422	156	38	148	325
20	104	7	34	12	36	50	32	46	69	2	4,579	157	16	229	280
24	185	20	39	41	108	183	702	139	88	9	35,695	475	63	279	2,008
10	113	12	36	16	48	134	19	63	52	3	4,579	147	24	206	450
12	62	10	7	24	46	42	15	25	221	5	924	34	32	110	659
29	2,352	302	656	443	1,153	2,925	6,094	1,799	2,787	94	198,694	3,680	877	4,906	16,178
486	4,192	587	1,035	694	1,987	4,987	7,102	4,792	4,758	142	212,545	4,245	2,157	4,075	30,304

三浦 孚	平井 太郎	小川 久義	寺 尾 豊	常 岡 一郎	高 山 愿子	荒 木 正三郎	森 八三一	山 崎 道子	長 島 銀 藏	鈴 木 恭 一	高 橋 道 男	山 川 良 一	重 宗 雄 三	片 柳 眞 吉
2,673	31	44	29	113	50	73	51	310	83	420	1,160	5,419	404	178
2,075	55	6	23	93	62	72	25	335	37	185	1,596	3,118	640	70
2,689	15	35	20	35	53	58	143	201	51	343	1,049	4,865	780	111
9,757	17	11	15	60	24	29	7	74	74	90	718	1,724	411	34
635	39	12	19	35	63	45	22	180	6	493	605	1,745	261	57
1,534	32	6	13	47	17	13	7	132	31	80	521	510	178	11
625	5	8	7	12	27	16	22	111	14	60	277	281	26	33
173	14	9	5	27	30	29	15	111	14	11	487	4,311	37	4
506	4	8	3	15	9	11	91	29	6	27	192	1,018	69	13
1,233	4	—	1	8	14	10	4	241	34	33	365	422	39	6
253	4	4	7	14	17	16	10	50	7	45	156	375	22	7
957	18	1	9	20	6	7	2	306	24	29	126	426	31	13
658	15	5	5	1	17	8	14	14	5	27	317	464	38	6
890	11	2	16	35	22	32	36	170	18	131	530	1,645	96	18
331	5	11	6	17	20	23	25	63	2	15	528	9,992	28	—
24,989	269	162	178	532	431	442	474	2,327	406	1,989	8,627	36,315	3,061	561
1,077	80	55	27	60	42	61	71	137	137	225	1,104	2,268	68	40
1,202	91	26	33	60	63	70	46	275	35	176	1,160	2,228	146	25
295	45	17	13	25	17	52	16	70	18	66	626	1,098	20	11
1,935	40	62	44	41	29	30	110	107	52	70	1,541	2,707	220	28
2,404	92	90	63	135	189	206	112	449	76	104	3,014	30,401	238	149
4,312	62	81	25	76	58	58	34	149	115	135	2,758	2,961	464	22
1,214	50	36	25	28	44	41	16	66	33	49	794	2,064	88	70
822	49	20	23	15	28	33	23	68	93	97	616	1,434	44	13
2,284	101	83	41	78	90	75	69	424	424	255	2,526	1,436	98	29
780	83	28	47	39	41	41	38	187	26	162	590	3,255	125	77
256	37	37	20	12	28	40	47	75	76	55	522	1,137	6	39
1,892	68	53	35	100	65	52	43	410	54	64	1,183	1,857	55	52
524	41	32	24	22	39	53	49	172	32	40	362	3,813	6	9
374	21	18	22	11	29	23	52	97	10	25	338	256	61	6
19,380	860	644	412	711	762	835	726	2,686	1,181	1,523	17,927	56,914	1,633	570
44,369	1,129	806	590	1,243	1,193	1,277	1,200	5,013	1,587	3,512	26,554	93,229	4,753	1,131

北海道關係立候補得票 (當選者を除く)

出町 初太郎	小森 健治	和泉 盛	小高 龍湖	佐藤 彌
2,211	1,151	3,732	1,720	4,082
3,478	71	4,083	645	6,104
2,518	301	4,078	461	2,261
88	94	76	128	1,392
699	111	395	291	1,868
55	151	820	307	566
17	150	205	165	486
72	21	102	50	501
46	124	156	143	457
70	53	42	106	592
129	24	1,788	83	964
1,308	34	18	59	402
599	41	22	13	259
771	109	254	379	489
61	50	144	144	101
12,021	2,485	15,935	4,694	20,524
1,265	2,503	1,615	371	1,370
12,412	392	896	105	3,318
7,759	392	90	35	566
11,779	908	854	164	1,479
338	1,209	616	866	2,925
167	1,011	74	158	2,813
4,923	616	52	103	740
2,751	139	45	64	1,903
763	1,043	300	386	4,842
1,765	502	763	195	966
2,952	362	909	64	500
587	818	996	384	1,018
1,502	448	254	275	534
798	1,620	190	352	661
49,911	11,963	7,654	3,522	23,635
61,932	14,448	23,589	8,216	44,159

▲道機構改革並びに人事異動

道では今春來調査企畫および弘報業務強化と統制事務の撤廢に對應するため本廳機構改革を檢討中であつたが二十七日一局十二部一室六十五課（現行一局十二部四室六十七課）の新機構ならびにこれに伴う人事を發表した。

新機構及び人事はつぎのとおりである。

（◎新設△名稱變更）

- ▲總務部—知事公室（△行政調査課、△秘書課、涉外課、◎弘報課）△人事厚生課（職員課を廢止吸收）法規課、統計課、△財政課、（舊庶務課）、稅務課、開發計畫課、地方課、涉外勞務課、

◎道綜合開發委員會事務局

- ▲衛生部—醫務課、保健指導課、豫防課、環境衛生課、藥務課
- ▲民生部—社會課、△婦人兒童課（舊兒童課）△保護課（舊援護課）消防課、世話課、保險課

- ▲勞働部—勞政課、職業安定課、失業保險徵收課、勞働教育課
- ▲經濟部—△農政課（舊農務課）、農業改良課、畜産課、競馬課、△食糧課（食品課を統合する）◎資材調整課

- ▲商工部—商工振興課、△交易觀光課（舊商務課）、工務課（從來の工務課

所管の他地下資源調査所を所管する。

- ▲水産部—漁政課、水産課、◎漁業制度課

- ▲農地部—調整課、農地課、農業協同組合課

- ▲開拓部—△拓務課（舊總務課）開拓計畫課、用地課、入殖課、△營農指導課、（舊指導課）、開拓建設課

- ▲土木部—△管理課（舊經理課）、道路課、河川課、港灣課、土地改良課、△都市計畫課（舊計畫課）

- ▲建築部—△工營課（舊營繕課）、△建築指導課（舊建築課）、住宅課

- ▲林務部—林政課、道行林課、林業課、△林産課（舊木材課）

- ▲出納局—△總務課（舊監理課）、用度課、道費歳出課、國費歳出課

知事	田中敏文
副知事	福田藤楠
同	佐久間長次郎
同	野口常利
出納長	徳永俊夫
副出納長	平山秀雄
總務部長	野口常利
同次長	山口常利
同	野木孝義
知事公室長	同
事務吏員	出野孝義

知事公室	行政調査課長	同	中川	久太郎
同 秘書課長	同	出野	孝義	
同 渉外課長	同	森田	喜平	
同 弘報課長	技術吏員	吉田	博松	
同 人事厚生課長	事務吏員	内藤	勝博	
法規課長	同	進藤	長次郎	
統計課長	同	伊澤	廣一郎	
財政課長	同	前野	數一	
稅務課長	同	川越	高穂	
開發計畫課長	同	佐々木	寛	
地方課長	地方事務官	淺井	一二	
渉外事務課長	事務吏員	谷口	好夫	
衛生部長	同	西野	陸夫	
醫務課長	技術吏員	高野	太郎	
環境衛生課長	事務吏員	三井	四郎	
豫防課長	技術吏員	五井	一郎	
保健指導課長	同	桑原	麟兒	
藥務課長	同	西原	松太郎	
民生部長	事務吏員	相馬	道郎	
社會課長	同	側見	清一	
保護課長	同	渡部	貞喜	
婦人兒童課長	技術吏員	稻垣	是成	
消防課長	事務吏員	佐々木	雄助	
世話課長	同	居島	安三	
保險課長	地方事務官	阿部	惣治郎	
勞働部長	事務吏員	蛇居	哲二	
勞政課長	同	尾谷	正二	
職業安定課長	地方事務官	名畑	政雄	
勞働教育課長	事務吏員	芦田	勇	
失業保險徵收課長	地方事務官	清塚	忠司	

經濟部長	事務吏員	大河	梯
農政課長	技術吏員	大村	吉藏
農業改良課長	同	鈴木	茂一
畜産課長	同	佐々木	戈一
競馬課長	同	佐々木	孝市
食糧課長	同	奧山	又助
資材調整課長	事務吏員	中山	孝市
商工部長	事務吏員	田中	又助
商工振興課長	同	谷口	又助
交易觀光課長	同	佐藤	又助
工務課長	同	山田	又助
水産部長	技術吏員	阿部	又助
漁政課長	地方事務官	小松	又助
水産課長	地方技官	小林	又助
漁業制度課長	同	荒井	又助
農地部長	事務吏員	佐藤	又助
調整課長	技術吏員	鹿野	又助
農地課長	同	渡邊	又助
農業協同組合課長	事務吏員	福岡	又助
開拓部長	(事抜)	福岡	又助
同 次長	事務吏員	木村	又助
拓務課長	地方事務官	市川	又助
開發計畫課長	地方技官	谷川	又助
用地課長	事務吏員	藤谷	又助
入殖課長	地方技官	中條	又助
營農指導課長	同	坂本	又助
開拓建設課長	同	木下	又助
土木部長	地方技官	池田	又助
管理課長	事務吏員	鈴木	又助
道路課長	地方技官	上戸	又助
河川課長	同 (事抜)	小川	又助

民館運営状況その他につき札幌市内を視察し六月二十七日退道した。

▲議員の動靜

期 間	用 務	氏 名
六月五日より一日間	米國領事館移轉祝賀會出席のため (札幌市)	副議長 鈴木源重
六月六日より五日間	種畜機關調査のため (十勝、網走、空知各支廳管内)	議員 岡田正男 議員 東澤三郎 議員 後藤三男 議員 宮田三男 議員 佐藤美夫
六月六日より三日間	種畜機關調査のため (十勝、網走、空知各支廳管内)	議員 吉野恒三郎
六月七日より十一日間	開拓狀況調査のため (上川、十勝支廳管内及び稚内市)	議員 佐藤三治 議員 田中初吉
六月七日より十二日間	開拓狀況調査のため (網走、宗谷、上川、留萌支廳管内)	議員 本多吉江 議員 四郎次郎 議員 糸川三郎
六月九日より四日間	林務所管事項調査のため (上川、十勝各支廳管内)	議員 渡邊駒治
六月九日より七日間	林務所管事項調査のため (上川、十勝各支廳管内)	議員 高橋雄之助
六月十一日より二日間	市制施行記念式典出席のため (美幌市)	副議長 鈴木源重
六月十七日より十五日間	道議會事務打合のため (東京都、及び廣島、大阪、京都、名古屋、各市)	副議長 鈴木源重
六月二十七日より十四日間	道議會事務打合のため (東京都)	議長 坂東秀太郎
六月二十九日より五日間	衛生事務打合のため (宗谷支廳管内)	議員 田中巖

出 納 局	職務	氏 名
總務課長	事務吏員	鈴木保
用度課長	地方事務官	白井得治
國費歳出課長	事務吏員	近藤亮一
道費歳出課長	事務吏員	小笠原光治
林務課長	事務吏員	小野岡
林業課長	技術吏員	田澤徳一
道有林課長	技術吏員	榑田徳一郎
林務部長	事務吏員	龍谷竹市
住宅課長	事務吏員	九關義雄
建築指導課長	技術吏員	橋本理助
工営課長	技術吏員	熊谷兼雄
都市計畫課長	技術吏員	清水武夫
土地改良課長	同	大塚常治
港灣課長	同	倉島一夫

▲來 往

○神奈川縣議會土木常任委員一行十五名は六月八日函館著で來道、本道土木行政その他につき石狩、膽振支廳管内を視察し、六月十三日退道した。

○岡山縣議會農地部及び林務部常任委員一行十五名は六月十一日函館著で來道、本道農業、林業關係その他につき、石狩、膽振支廳管内及び帶廣市を視察し六月十六日退道した。

○埼玉縣議會農地部常任委員一行十二名は六月十三日函館著で來道、本道開拓狀況その他につき、空知、膽振支廳管内を視察し六月十七日退道した。

○山口縣議會土木常任委員一行八名は六月十八日函館著で來道、本道土木關係諸施設その他につき上川、膽振、十勝支廳管内を視察し六月二十一日退道した。

○愛媛縣議會文教常任委員一行九名は六月二十六日函館著で來道、本道公

世人はほとんど知らないであろうが、わが國における速記(術)の發足したのはだいぶ以前のこと、文献によれば、明治十五年に田鎖綱紀という人が斯術を發表したというのであるから、それから算えて今年で約七十年目になる。その間、速記術は先人の並々ならぬ勞苦によつて種々變轉し、今日に至つたのであるが、仕事の性質からであろうか、いわゆる速記者の多くは、一般世人の斯術に對しての理解がどうも皮相であると言つて嘆いてゐる。しかし筆者自身自問してみるのであるが、若し速記というものが、たとえば、原子力問題のように眞に人類の運命を決するような事柄であるならば、それに對する世人の關心というものは、喚起せずして喚起されるのが必然であると思う。我田に引水せずして、その價値は認められるのである。であるならば、速記というものは、それほど、世人の關心を引けないほど價値のないものであるであろうか。若し價値がないものであるならば、その運命は既に決定的なものである。しかし、世の中には隠れたる寶というものがある。シュールベルトしかり、アラビヤン文字しかりである。その價値を知らせる人が居らなかつたならば、シュールベルトのリードは永久に地上に現われず、映畫「未完成交響樂」は銀幕の話題とはならなかつたであろう。價値についてのむすかしい哲學的定義はわからないが、少くとも速記に深い關係のある議會人が、法令に寄せる理解のように、議會外の人々よりも少しも多く速記に對する理解を持つことは當然であり、又よいことであつても決して悪いことではなからうと思う。

以下のこのような見地から、出過ぎて申すようではあるけれども、我田引水をして見ようと思う。

それにはちやうどよいプリントが出ておるので、それを讀んでいただければ一番よいのであるが、少し専門的なので、大體骨子の程度に紹介しようと思う。

そのプリントは「國會速記作業の實態及び作業強度に關する調査報告」

という長い題目のもとで、この調査に當つた者は東京慈惠醫大と浦木研究所の人々である。又、この人々は學術研究會議の勞働強度委員會に關係のある人々で、醫學上にも一應の信頼を置ける人々である。

内容を大別すると、先ず、最初に國會速記の概況を述べ、次いで本論に入つて、作業強度の調査結果を報告し、最後に、結論として、速記業務の勤務條件に對する見解を發表してゐる。従つて、このプリントは一應の報告書であつて、たとえば、速記業務に關する環境の改善などについては觸れておらないが、これを讀んだ人には當然或る程度これらについて理解をされると思う。

先ず第一章のC節においては、作業の量について述べてゐる。國會においては二人の速記者が一組になつてゐるのであつて、この點では現在の道議場も同じやり方である。一組一回の作業時間は、速記をする時間が十分、會議場への往復に十分、引繼ぎ連絡に五分、控えに五分、讀み合わせに二十分、反譯に五十分、照し合わせに二十分、調査に十分、讀み返し、修正に二十分、計二時間三十分を要する。この點から一日の標準勞働量を三回すなわち十分間の速記を二人の速記者が三回やるのを標準にしたいと述べてゐる。ところが、地方の道府縣議會などの場合には、速記者の少いために一人に要求される速記時間というものはお話にならないほど過大である。しかし、われわれの先輩はこれらの困難を乗り切つて今日まで來ておるのである。

次に第二章の作業強度についてはA、B、の節に分れ、Aにおいては、主として直接には醫學的手段を用いない調査、Bにおいては、膝蓋腱反射閾値の變動、連續反應時度數分布曲線の結果、數讀み取り法による成績、血壓の成績、血液像等に對する精密なる醫學調査の結果が報告されてゐる。

この第二章でも作業量についての報告があるが、こゝでは連續反應時度數分布曲線というものの結果からそれを判斷してゐる。すなわち、

「(前略)しかしこれらの變動は、なお生理學的に危険な困憊の域には達してゐないと同時に、地方從來の經驗によれば、これ以上、一日に十分間の

を四回の作業を続けることは、精神的にはやゝ困憊状況に陥る危険もある。そこで反應時の度数分布曲線の上では、一日十分づゝの速記四回、もしくは二十分の速記三回が一應安全限界とみなされる。こゝで問題になるのは、十分間速記と二十分間速記の比較であるが、上の結果では、直ちに負擔の量的關係は出ない。二十分間の方が負擔量が大きいのは常識的に考え得ることではあるが、精神緊張状態が十分間の場合と二十分間の場合で必ずしも加算的ならぬのが、著差を起さぬ理由ではないかと考えておる。それは十分間の場合に精神緊張としては既に高度の域に達しており、二十分では緊張度を或る程度弛緩させることもあり得るからである。これで一時間連続の場合などには、精神の緊張度が弛緩されるというのであるが、それがどの程度のものかハッキリしない。しかし、機械と同様に身体も壊れることがある。

最後に、速記業務に對する調査擔當者の見解があつて終つておるのであるが、それは比較的平明なので、その結論をこゝに轉載してみよう。

「以上作業分析による國會速記作業強度及び精神負擔量測定による精神作業強度の判定から考案すると、次のことが言える。

(1) 國會速記は、精神作業としてその強度は比較的大であり、作業も高級なものである。

(2) 速記業務は、速記時間が比較的短時間であるにかゝらず、その作業性格から相當著しい精神負擔を要求する。

(3) 反譯(速記の符號を日本語にすること)は、精神作業として一般事務作業に類するものであり、精神負擔量も速記より少い。但し作業時間は速記に比して非常に長いから、總體としては必ずしも負擔量は少くない。

(4) 速記、反譯による速記士作業は、國會に關する限り、全般として相當強度の作業であり、多忙時には精神作業としては、極限に近い負擔を起す。但し調査の範圍では、生理的限界を逸脱する程度ではない。

以上の蓋然的結論のほかに、報告者において氣のついたことを附記する

(1) 先ず一回の速記の時間限界について次のことが考えられる。調査結果の項に記載した如く速記業務が或る時間以上超過すると、見かけ上短時間作業時の精神過程の變化と大差ない結果が得られる。この結果は、十分間で大脳の中に相當著しい集中、次いで抑制過程が現われるために、あとの十分間で更に上廻る變化が現われる餘地が少くなることを意味し、結局二十分間速記では、熟練者を別として、或いは熟練者でも、他發的なしかも速記士の自己のリズムを無視した發言内容を、常に最大な緊張をもつて、そのまま與えられたスピードで速記することが困難になるのではないかと考えられる。すなわち、多少言語字句の簡素化、省略、語音のみによる反射的記述その他から、自己の保有するリズムに近づけ、他方注意集中の緊張度が弛緩し、十分間作業と必ずしも同一調で作業を行ひ得ぬ可能性を示している。少くとも十分間ぐらいの作業で、認め得る變化を起す精神作業は、自己の生命に對してきわめて危険な作業か、何らか恐怖を起すような作業か、著しく精神緊張を要する作業であるから、國會速記のように責任ある作業では、十分間の作業を至適限界と認めたい。但し熟練することによつて、この時間が延び得るかいなについては、今回の成績試験だけでは明らかなことは言えない。

(2) 反譯作業は、上述の如く、一般庶務作業など、大差なきものと認められ、精神負擔量の點でも、それほど著しいものとは認められないから、作業時間限界は拘束八時間内で行われる範圍では問題にならぬものと考えられる。

(3) 一日の作業量の限界は、單位作業時間(十分間の速記とその反譯、讀合せ)二時間三十分である以上、正規の拘束時間から見ても、一日四回以内であるべきだが、精神負擔量の面からも、四回の作業で單位時間内では回復し得ぬ相當の残留現象が大脳に起ると認められるから、一應生理的な限界を一日四回と査定したい。

(4) なお全般的に見て、速記者の膝閾値が平均四十度を越えていることは、しばしば残留疲労を起す確率のあることを示しており、一日速記回数

が平均すれば二―三回であるにしても、しばしば五回以上の速記を行うた
め、それらが會期中に積み重なる結果と認められる。更に自由時間率が一
般精神作業者に比し短く、時に女性において相當偏つた自由時間配分を
示すことは、やむを得ず拘束時間以上に作業をしなければならぬ場合には
留意すべき事項と考へる。現況では一般精神作業者に比し、作業負擔量
及び日常生活秩序に與えられる負擔は、多少割高になつてゐるものと認定

資料

▲國土總合開發法の公布と國土總 合開發審議會令

國土の總合的利用開發保全ならびに産業立地の
適正を計り、あわせて社會福祉の向上に資す
ることを目的とした「國土總合開發法」は第七
國會で成立し六月一日より施行されることとな
つたのであるがその内容は次の通りである。

國土總合開發法（昭和二十五法律第二五號） （二五、五、二六公布）

（この法律の目的）

第一條 この法律は、國土の自然的條件を考慮
して、經濟、社會、文化等に關する施策の總
合的見地から、國土を總合的に利用し、開發
し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を
圖り、あわせて社會福祉の向上に資すること
を目的とする。

（定義）

される。」

國會の速記業務について結論として以上のような見解を發表しておる。
従つて、地方議會の場合においては現狀は上述の場合とはいさゝか違つて
れども、以上によつて、速記に對する理解をいくらかでも深められるよう
多くの議會關係人に望む次第である。

第二條 この法律において「國土總合開發計畫」

とは、國又は地方公共團體の施策の總合的且
つ基本的な計畫で、左に掲げる事項に關する
ものをいう。

一、土地、水その他の天然資源の利用に關す
る事項

二、水害、風害その他の災害の防除に關する
事項

三、都市及び農村の規模及び配置の調整に關
する事項

四、産業の適正な立地に關する事項

五、電力、運輸、通信その他の重要な公共的
施設の規模及び配置並びに文化、厚生及び
觀光に關する資源の保護、施設の規模及び
配置に關する事項

2 前項の國土總合開發計畫（以下「總合開發
計畫」という。）は、全國總合開發計畫、都
府縣總合開發計畫、地方總合開發計畫、及び
特定地域總合開發計畫とする。

3 全國總合開發計畫とは、國が全國の區域に
ついて作成する總合開發計畫をいう。

4 都府縣總合開發計畫とは、都府縣がその區

域について作成する總合開發計畫をいう。

5 地方總合開發計畫とは、都府縣が二以上の
都府縣の區域についてその協議によつて作成
する總合開發計畫をいう。

6 特定地域總合開發計畫とは、都府縣が内閣
總理大臣の指定する區域（以下「特定地域」
という。）について作成する總合開發計畫を
いう。

（國土總合開發審議會の設置）

第三條 第一條の目的を達成するために、總理
府に、國土總合開發審議會を置く。

（國土總合開發審議會の所掌事務）
第四條 國土總合開發審議會は、總合開發計畫
について調査審議し、その結果を内閣總理大
臣に報告し、又は勸告する。

2 國土總合開發審議會は、總合開發計畫の作
成に必要な左に掲げる事項について調査審議
し、その結果を内閣總理大臣に報告すること
ができる。

一 總合開發計畫の作成の基準となるべき事
項

二 特定地域の指定の基準となるべき事項

三 産業の適正な立地の基準となるべき事項
四 総合開發計畫に伴うべき資金及び資材に關する事項

3 國土總合開發審議會は、總合開發計畫について必要があると認める場合においては、内閣總理大臣を通じて、關係各行政機關の長に對し、意見を申し出ることができる。

4 關係各行政機關の長は、その所掌事務に係る基本的な計畫で總合開發計畫と密接な關係を有するものについて、國土總合開發審議會の意見を聞くことができる。

(都府縣に對する勸告又は助言)

第五條 内閣總理大臣は、都府縣が作成した總合開發計畫について前條第一項の規定による報告又は勸告を受けた場合においては、その報告又は勸告に基いて、當該總合開發計畫を作成した都府縣に對し、必要な勸告又は助言をしなければならない。

(國土總合開發審議會の組織)

第六條 國土總合開發審議會(以下本條中「審議會」といふ)は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、總合開發計畫に關し學識経験を有する者及び關係行政機關の職員のうちから、内閣總理大臣が任命する。但し、關係行政機關の職員のうちから任命される委員の數は、委員の總數の二分の一以下でなければならぬ。

3 委員は、都道府縣知事と兼ねることができ
る。

4 都道府縣知事と兼ねる委員並びに關係行政機關の職員のうちから任命される委員を除く他の委員の任期は、四年とする。但し、任期が四年の委員で最初に任命される委員のうちその半數の者の任期は、二年とする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の殘任期間とする。

5 審議會に、會長を置く。會長は、委員のうちから互選する。會長は、會務を總理し、及び審議會を代表する。會長に事故がある場合においては、會長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 専門の事項を調査審議させるために審議會専門委員を置くことができる。専門委員は、關係行政機關の職員及び學識経験を有する者のうちから、審議會の推薦に基いて、内閣總理大臣が任命する。

7 委員及び専門委員は、非常勤とする。
8 前各項に定めるものを除く外、審議會の事務をつかさどる機關並びに審議會の議事及び運営に關し必要事項は、政令で定める。

(都道府縣總合開發計畫)

第七條 都府縣は、その區域について、都府縣總合開發計畫を作成することができる。

2 府都縣は、都府縣總合開發計畫を作成した場合においては、建設大臣を通じて、これを

内閣總理大臣に報告しなければならない。

3 内閣總理大臣は、前項の規定による報告を受けた場合においては、これを國土總合開發審議會に諮問するとともに關係各行政機關の長に送付しなければならない。

4 關係各行政機關の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、これに對する意見を經濟安定本部總裁に提出し、經濟安定本部總裁は、これらの意見をとりまとめて、國土總合開發審議會に提出しなければならない。

(地方總合開發計畫)

第八條 自然、經濟、社會、文化等において密接な關係を有する地域が二以上の都府縣の區域にわたる場合においては、關係都府縣は、その協議によつて、當該地域について、地方總合開發計畫區域を設定して、地方總合開發計畫を作成することができる。

2 前項の規定による關係都府縣の協議については、當該都府縣の議會の議決を経なければならない。

3 前條第二項から第四項までの規定は、地方總合開發計畫に準用する。

4 内閣總理大臣は、必要があると認める場合においては、國土總合開發審議會の意見を聞いて、關係都府縣に對し、地方總合開發計畫區域の設定について、助言することができる。

(都府縣總合開發審議會及び地方總合開發審議會)

第九條 都府縣總合開發計畫について調査審議するために、都府縣は、條例で、都府縣總合開發審議會を設置することができる。

2 地方總合開發計畫について調査審議するために、關係都府縣は、その協議によつて、規約を定め、地方總合開發審議會を設置することができる。

3 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 前各項に規定するものを除く外、都府縣總合開發審議會及び地方總合開發審議會の設置組織及び運営に關して必要な事項(地方總合開發審議會については、費用の負擔方法を含む)は、それぞれ條例又は規約で定めなければならない。

(特定地域總合開發計畫)

第十條 資源の開發が充分行われて居ない地域特に災害の防除を必要とする地域又は都市及びこれに隣接する地域で特別の建設若しくは整備を必要とするもの等について、經濟安定本部總務長官及び建設大臣がその協議によつて特に必要があると認めて要請した場合においては、内閣總理大臣は、國土總合開發審議會に諮問し、その報告に基いて、當該地域を特定地域として指定することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする場合

においては、經濟安定本部總務長官は、關係各行政機關の長の意見を聞き、建設大臣は、關係都府縣の同意を得なければならない。

3 前項の規定による都府縣の同意については、當該都府縣の議会の議決を経なければならない。

4 第一項の規定により特定地域の指定があつた場合においては、關係都府縣は、都府縣總合開發審議會又は地方總合開發審議會の調査審議を経て、特定地域總合開發計畫を作成しなければならない。

5 第七條第二項から第四項までの規定は、特定地域總合開發計畫に準用する。

6 國は、地方公共團體が行う特定地域總合開發計畫の事業について、國が負擔すべき經費の割合に關し、別に法律の定めるところにより特例を設け、又當該地方公共團體に對して、地方財政法(昭和二十三年法律第九號)第十六條の規定に基く補助金を交付し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(關係各行政機關の長の助言)

第十一條 關係各行政機關の長は、その所掌する事項に關し、關係都府縣に對して、都府縣總合開發計畫、地方總合開發計畫又は特定地域總合開發計畫の作成上必要な助言をすることができる。

(資料の提出)

第十二條 關係行政機關の職員は、國土總合開

發審議會の求めに應じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

(要旨の公表)

第十三條 國土總合開發審議會は、その調査審議の結果について必要があると認める場合においては、その要旨を公表するものとする。

(北海道總合開發計畫との調整)

第十四條 北海道總合開發計畫と總合開發計畫との調整は、内閣總理大臣が北海道開發廳長官及び國土總合開發審議會の意見を聞いて行うものとする。

附 則

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。

2 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七號)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項の表中中央青少年問題協議會の項の次に國土總合開發審議會の項を次のように加える。

國土總合開發審議會
國土總合開發法(昭和二十五年法律第 號)の規定によりその權限に屬せしめられた事項を行うこと。

昭和二十五年五月三十一日政令第七十一號

國土總合開發審議會令

内閣は、國土總合開發法(昭和二十五年法律第二百五號)第六條第八項の規定に基き、この政令を制定する。

(この政令の目的)

第一條 この政令は、国土総合開発審議会（以下「審議会」という。）の事務をつかさどる機關を定め、並びに国土総合開発法第六條第一項から第七項までに規定するものを除き、審議会の議事及び運営に關して規定することを目的とする。

（事務をつかさどる機關）

第二條 審議会の事務は、經濟安定本部總裁官房及び建設交通局においてつかさどる。

（部會）

第三條 審議会はその定めるところにより、部會を置くことができる。

2 部會に屬すべき委員及び専門委員は、會長が指名する。

3 部會に、部會長を置く。部會長は、部會に屬する委員のうちから、互選する。

4 部會長は、部會の事務を掌理する。部會長に事故あるときは、部會に屬する委員のうちあらかじめ部會長が指名した者が、その職務を代理する。

（幹事）

第四條 審議会に、非常勤の幹事二十人以内を置く。

2 幹事は、關係行政機關の職員のうちから、内閣總理大臣が任名する。

3 幹事は、審議会の事務について、關係行政機關との連絡にあたる。

（議事の手続）

第五條 審議会は學識經驗を有する者のうちから任名された委員及び關係行政機關の職員のうちから任名された委員それぞれ五人以上を含む委員の二分の一以上が出席しなければ會議を開くことが出来ない。

2 審議会は、出席委員のうち、學識經驗を有する者のうちから任名された委員又は關係行政機關の職員のうちから任名された委員のいずれかが他の委員の数の二分の一以下であるときは、議事を決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、會長の決するところによる。

（雜則）

第六條 この政令に定めるものを除く外、審議會及び部會の議事及び運営に關し必要な事項は會長が審議会にはかつて定める。

附則 この政令は、昭和二十五年六月一日から施行する。

▲地方財政委員會事務局組織規程

國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十號）第七條第四項の規定に基き、地方財政委員會事務局の内部部局の課の設置及びその所掌事務の範圍等が六月十六日地方財政委員會規則第一號を以て次のように定められた。

地方財政委員會事務局組織規程

（課の設置）

第一條 地方財政委員會事務局（以下「事務局」という。）の官房財務部及び稅務部に左の課を置く。

官房

總務課

財務部

財務課

監理課

稅務部

府縣稅課

市町村稅課

（總務課の所掌事務）

第二條 總務課においては、左の事務を掌する

一 機密に關する事項

二 事務局の組織に關する事項

三 地方財政委員會以下「委員會」という。）の庶務に關する事項

四 職員に關する事項

五 職員の職階、任免、分限、懲戒服務その他的人事並びに教養及び訓練に關する事項

六 職員に關する事項

七 公文書類の接受、發送、編集及び保存に關する事項

八 經費及び收入豫算決算、及び會計並びに會計の監査に關する事項

九 國有財産及び物品の管理に關する事項

九 國有財産及び物品の管理に關する事項

十 職員の衛生、醫療その他福利厚生に關する事項

十一 調査及び統計（他の部課の所掌に屬するものを除く。）に關する事項

十二 行政の考査に關する事項

十三 こう報に關する事項

十四 地方財政及び地方税に關する圖書の刊行講習會の開催並に地方財政制度の普及徹底に關する事項

十五 成案文書の審査及び進達並びに地方財政委員會規則案の審査に關する事項

十六 所管行政の總合調整に關する事項

十七 渉外連絡に關する事項

十八 官報掲載に關する事項

十九 前各號に掲げるものの外、委員會の所掌する事務で他部の所掌に屬しない事項

（法令審査委員）

第三條 官房に地方財政委員會規則案に關する事項を審議させるため、法令審査委員を置く。

2 法令審査委員の審査に付する事項その他審査委員に關し必要な事項は、別に定める。

（財務課の所掌事務）

第四條 財務課においては、左の事務をつかさどる。

一、地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百一十一號）、地方財政法（昭和二十三年法律第九號）、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）及びその他の法律

に基き委員會に屬せしめられた地方財政に關する權限の行使に關する事項

二、地方財政委員會設置法（昭和二十五年法律第二十號）第十四條の規定に基いて行う地方財政の情況についての報告に關する事項

三、國、都道府縣及び市町村相互の間に於ける財政關係の調整に關する調査、研究及び意見の申出に關する事項

四、地方財政に關する調査研究に關する事項

五、地方財政に關する地方財政委員會規則案の立案に關する事項

六、地方税財政に關する統計の取纏め及び作成その他資料の収集及び配付に關する事項

七、地方税財政の運営に關する調査に關する事項

八、地方財政概要の編さんに關する事項

九、財政部の所掌事務のうち他課の所掌に屬さない事項

（監理課の所掌事務）

第五條 監理課においては、左の事務をつかさどる。

一、地方資金に關する事項

二、地方債に關する委員會の權限の行使に關する事項

三、公營企業に關する事項

四、地方競馬及び自轉車競技に關する委員會の權限の行使に關する事項

五、地方公共團體の行う當せん金附證券の發賣に關する委員會の權限の行使に關する事項

（府縣稅課の所掌事務）

第六條 府縣稅課においては、左の事務をつかさどる。

一、地方税法及びその他の法律に基き委員會に屬せしめられた都道府縣稅（都稅にあつては道府縣稅として課することができ、税目に限る。以下同様とする。）に關する權限の行使に關する事項。

二、都道府縣稅の調査研究に關する事項

三、都道府縣稅に關する地方財政委員會規則案の立案に關する事項

四、都道府縣稅に關する統計の作成その他資料の収集及び配付に關する事項

五、稅務部の所掌事務のうち他課の所掌に屬しない事項

（市町村稅課の所掌事務）

第七條 市町村稅課においては、左の事務をつかさどる。

一、地方税法及びその他の法律に基き委員會に屬せしめられた市町村稅（都稅のうち市町村稅として課することができる税目及び特別區稅を含む。以下同様とする。）に關する權限の行使に關する事項

二、市町村稅の調査研究に關する事項

三、市町村稅に關する地方財政委員會規則案

の立案に關する事項

四、市町村税に關する統計の作成その他資料の収集及び配付に關する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月三十日から適用する。

▲地方財政平衡交付金の交付時期

等の特例に關する規則

地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百一十一號）第十六條第二項の規定に基き、地方財政平衡交付金の交付時期等の特例に關する規則が六月十六日地方財政委員會規則第二號を以つて次のように定められた。

地方財政平衡交付金の交付時期

等の特例に關する規則

第一條 地方財政委員會は、昭和二十五年年度の地方財政平衡交付金（以下「交付金」といふ。）に限り、地方財政平衡交付金法第十六條第一項及び同法附則第八項の規定にかゝわらず、この規則の定めるところにより、昭和二十五年六月中において各地方團體に對しその一部を概算交付する。

第二條 前條の規定により地方團體に概算交付することのできる額は、それぞれ左の各號に掲げる額とする。

一、道府縣 百九億八千五百萬圓

二、市町村 九十億千五百萬圓

第三條 交付金は左の表に掲げる地方團體の種類ごとに、それぞれ下欄に定める額を交付する。但し、昭和二十五年年度における財政收支の状況に因り特に必要があると認められる地方團體については、これに對して交付すべき交付金の額を當該地方團體の財政收支の現狀に適合するように増減することができる。

地方團體の種類	交付すべき額
道府縣	昭和二十四年度において當該道府縣が受けた道府縣配付税の額（第五種配付税を除く）及び國庫負擔金及び補助金の額の合計額の十分の二以内の額
市町村	昭和二十四年度において、當該市町村が受けた市町村配付税の額（特別配付税を除く）の市にあつては十分の三、四以内の額、村にあつては十分の三、四以内の額

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年六月一日から適用する。

地方財政平衡交付金の交付票額及交付額

交付時期の特例に關する規則（六月一日適用）によつて道府縣百九億八千五百萬圓、市町村九十億千五百萬圓を次の計算によつて交付せられることとなつた。

(1) 交付額

a 道府縣に對する算出の基礎は昭和二十四

年、道府縣配付税（第五種を除く）二九、六四九、五六一、千圓（A）

交付金制度創設に伴い廢止される補助金及負擔金の昭和二十四年度の實績（一億圓以上のもの）二五、二六七、二九六、千圓（B）

(A) + (B) の十分の二以内の額

b 市町村に對する算出の基礎は昭和二十四年度市町村配付税（特別配付税を除く）

二九、八七九、一二二、千圓の

市の場合には十分の二、五以内

町村の場合には十分の三、四以内

(2) 交付内譯

都道府縣市町村別交付内譯は別表の通りである。

地方財政平衡交付金の六月交付要領及交付額

道	府	縣	都市(含大郡)		町	村	都市 町村	平衡 交付 金額
			交付額	交付額				
北海道			一、三三三、四〇〇	二、七三三	五五四	三八	九五四	九五四
青森			四九五	八三二	一六六	七〇	二七三	二七三
岩手			六八八	一、〇五二	二二〇	七九	三六六	三六六
宮城			七六六	一、二三四	二四四	四一	四三九	四三九
秋田			六四九	一、〇五三	二二〇	六五	三三三	三三三
山形			六七八	一、一一〇	二二二	一〇三	三三三	三三三
福島			八六四	一、四八六	二九七	九二	五八〇	五八〇
茨城			八三八	一、三七一	二七五	七三	四九四	四九四
栃木			六五五	一、〇八三	二二六	九四	三三〇	三三〇
群馬			六六六	一、一一〇	二三四	二六	三三〇	三三〇
埼玉			七三三	一、三六四	二七三	四九	四二二	四二二
千葉			八六九	一、四五〇	二九〇	二二	五一一	五一一
東京			六〇五、一五九	二、一九七	四四一	二、七九八	二、七九八	二、七九八
神奈川			八二〇	一、五一一	三〇三	一、六四	二、九二	二、九二
新潟			一、〇三六	一、八三四	三六四	一、四七	三、六四	三、六四
富山			四八〇	七九八	一五九	二七	二九二	二九二
石川			四四六	七四八	一四九	一一	二四三	二四三
福井			三七〇	六〇七	一一一	二二	一四三	一四三
山梨			四二〇	六九四	一三六	五七	二二九	二二九
長野			八〇〇	一、一五五	二〇三	八八	三〇三	三〇三
岐阜			六〇七	一、〇六四	二二二	二七	二九二	二九二
静岡			八四四	一、五〇七	三〇一	五九	四〇三	四〇三

△災害復舊費道路河川國庫負擔本道割當額

愛知	九六一	九九九	一、九六〇	三九三	八六三	二四	五七四	一七三	三九三	七六五
三重	六三五	九〇二	一、二六	二五三	一八三	四五	三四三	一一五	三六六	三八六
滋賀	三九九	二六五	六六四	一五五	六三	一五	二四	七五	九一	三三四
京都	四五四	五七六	一、〇三〇	二〇六	一五五	一三八	一九三	六五	一九四	四〇〇
大阪	六二六	一、二三	一、七五九	三五一	一、六四	三五	二九九	一〇	四一七	七六九
兵庫	九二八	九八	一、九一六	三三三	七三三	一三	四三	一六七	三六	七四三
奈良	三七四	三三	三九六	一九	七	二六	七	八〇	一九	一九九
和歌山	四三七	三六一	八一九	一六三	一〇三	二五	二四九	八四	一一〇	二七三
鳥取	三三七	三七	五七四	二四	四一	一〇	一九	五七	六七	一八三
島根	四五〇	三三	七三三	二五四	六三	一五	二六	九四	一九	二六四
岡山	六二八	五〇〇	一、二八	二三五	一一八	一九	二二六	一四五	一七五	三九九
広島	七五六	六四三	一、三九九	二七九	一九〇	四七	五二	一七五	二二	五〇〇
山口	五九八	四九三	一、〇九〇	二二八	二八八	七二	三二七	八三	一五五	三三三
徳島	四四二	四九三	七三三	一四七	一八八	一四	一九	九二	一〇五	二五三
香川	四三九	二九八	七三七	一四七	一五七	一三	二二	九	一〇九	二五六
愛媛	七〇三	四七三	一、一七四	二三五	一八八	四七	三三	一三〇	一七七	四三
高知	四六	二七〇	六九六	一三九	四九	一一	二四	八四	九六	二三五
福岡	八五八	一、一六三	二、〇三三	四〇四	三二	七七	四六	一五八	三三六	六四〇
佐賀	四〇七	二九	六九六	一三九	一七	四	二四	八三	一〇	二三五
長崎	六〇七	四七六	一、〇八四	二二	二五七	六四	三七	一〇	一七五	三三
熊本	七四	五五	一、二七〇	二五四	一六三	四〇	四三	一四六	一八七	四四二
大分	五五〇	四三九	七九〇	一九八	二八	三	三〇七	一〇四	一一三	三三〇
宮崎	四三〇	三三	七九	一五九	九	三	二四六	八	一〇七	二六六
鹿児島	八〇〇	六六	一、四六七	二九	一一〇	二七	五五	一八七	二五	五八
合計	三九、六四三、三三	三、七五、九一六	一、〇、九八五	二、四三、八、一〇〇	一、七、四六六	五、九二	九、〇一五	一〇、〇〇〇		

災害復舊國庫負擔法の成立にともない。過年度分(二、三、四年)三百七十億圓と廿五年度百億圓の合計四百七十億圓が復舊費として國庫より支出されるが、建設省河川局では、河川、道路の復舊費二百三十七億の約八

割百八十二億六千七十五萬五千圓を上半期國庫負擔額として各都道府縣に對し割當交付することゝなつたが、本道分は五六〇、六七千圓である。

△住宅資金による本道割當戸數

國庫半額補助による都道府縣貸付住宅資金は廿五年度豫算で卅一億圓が計上されているが、建設省では、各都道府縣にたいする豫算の割當戸數を正式に決定した。これによると總戸數は昨年と同じく二萬七千二百廿一戸（一戸平均約十坪）であるが最近とくに頻發する火災事故の防止策として不燃住宅を五千百廿戸昨年の約二倍の増設を豫定している。
本道の割當は次のとおりである。

北海道
木造 不燃 轉用
一〇〇〇 二四六 三五五
（新築十坪）（新築十二坪）（進駐軍宿舍等の改造）
昭和年二十四年度稅徵收狀況調（昭和二十年四月末現在）

稅目	調定濟額	收入濟額	收入未濟額	不納欠損額
獨立稅	三、九三、四四八、九五二、七五二、三五五、五八四、七〇五、二一〇	三、五五、七五五、〇三三、八六〇、六八八	三、五五、七五五、〇三三、八六〇、六八八	三、五五、七五五、〇三三、八六〇、六八八
道民稅	五、九一、一三五、五五六、六五五	四、四三三、二八八、六三三、元	一、四七、八四六、八四六、六六〇、七五五	一、四七、八四六、八四六、六六〇、七五五
地租	九、一八、七五、六八八、〇〇〇	八、〇三三、九七九、七六五	一一、六四五、九〇〇、四二〇、八八七	一一、六四五、九〇〇、四二〇、八八七
家屋稅	一、三三、七九八、六八九、五一一	一、二六、四四九、四五五、五三二	一、七、三九九、三三三、九九〇、八七七	一、七、三九九、三三三、九九〇、八七七
事業稅	二、〇九、九二四、二二三、四〇〇	六六八、八五五、八八一、八九九	三、九一、〇〇〇、三三一、五二〇、六四四	三、九一、〇〇〇、三三一、五二〇、六四四
法人稅	一、六〇、九五五、二二一、九〇〇	七二、四七七、八八六、六八八	八、八七七、七三三、二三〇、四四四	八、八七七、七三三、二三〇、四四四
第一種	六、七九、五五六、三〇〇、二四四	四、四七、八六〇、六六五、四四四	二、三三三、六五五、七三〇、〇六六	二、三三三、六五五、七三〇、〇六六
第二種	二、四〇、三〇三、六九九、八六六	一、六九、五五五、三三三、七七七	七、〇七〇、〇一〇、九〇九、〇七〇	七、〇七〇、〇一〇、九〇九、〇七〇
特別所得稅	三、四四、三九九、四九五、〇〇〇	二、八〇、七五五、五八八、〇〇〇	六、二八二、一七五、〇〇〇、〇〇〇、八三三	六、二八二、一七五、〇〇〇、〇〇〇、八三三
礦區稅	九三、六三二、六三七、七五五	六九、〇〇四、三三三、二二二	二、四、五七五、三六四、三三三、〇七三	二、四、五七五、三六四、三三三、〇七三
入場稅	三、〇〇一、六四四、六三〇、〇〇〇	二、四七、七七九、七九一、〇〇〇	五、五、八四八、八五〇、九五〇、八八一	五、五、八四八、八五〇、九五〇、八八一
酒消費稅	一、九三、八二五、五七五、四〇〇	一、七四、八五五、七六六、〇〇〇	一、八、九六九、八一五、二五〇、八八九	一、八、九六九、八一五、二五〇、八八九
電氣ガソ稅	八、〇〇〇、三二八、八八五	七、二二三、三三三、五三三、八九九	七、六、九六九、五〇〇、九六〇、九九〇	七、六、九六九、五〇〇、九六〇、九九〇

稅目	調定濟額	收入濟額	收入未濟額	不納欠損額
礦區稅	九六、〇九七、六三二、九六六	三、三五六、一四〇、六九九	六〇、八四一、一四三、二七〇、七七七	六〇、八四一、一四三、二七〇、七七七
船舶稅	二、三三〇、八八九、六五五	六、〇四〇、八四〇、〇〇〇	五、三九九、〇二五、六五〇、七七三	五、三九九、〇二五、六五〇、七七三
自動車稅	五〇、六六〇、八七七、九三三	三三、〇七二、三三三、〇三三	一七、五八九、五七七、九〇〇、六五五	一七、五八九、五七七、九〇〇、六五五
軌道稅	五、六三二、〇三三、〇〇〇	五、四九六、八二二、〇〇〇	一、五三三、〇〇〇、〇〇〇	一、五三三、〇〇〇、〇〇〇
電話加入稅	四三、八四四、〇三三、六〇〇	三、八二五、六六六、四〇〇	四、四一九、九〇〇、三〇〇、九八九	四、四一九、九〇〇、三〇〇、九八九
電柱稅	一〇、三三三、三三三、三三三	一〇、〇三六、三三三、〇〇〇	一、九九九、〇〇〇、三〇〇、九八九	一、九九九、〇〇〇、三〇〇、九八九
不動産稅	五、四四四、六三三、八四四、九五五	二、七三三、六六六、四五六、八〇八	二、七一一、〇六六、四六六、四六六	二、七一一、〇六六、四六六、四六六
木材引取稅	一、九三、六四三、七四四、八五五	一、二二二、六四四、五五五、七九九	八二〇、九九九、一八八、〇〇〇、〇〇〇	八二〇、九九九、一八八、〇〇〇、〇〇〇
漁業權稅	七、一七七、二一八、三三〇	四、四三三、四三三、〇〇〇	二、七四三、七四三、〇〇〇、〇〇〇	二、七四三、七四三、〇〇〇、〇〇〇
狩獵者稅	六、〇三三、八七七、七〇〇	五、八三三、八五五、〇〇〇	二〇七、〇三三、〇二二、七〇〇	二〇七、〇三三、〇二二、七〇〇
遊與飲食稅	三、七三三、二二八、三三三、三九九	一、八三三、三三三、六六六、七九九	八、九〇九、六六六、六六六、六六六	八、九〇九、六六六、六六六、六六六
人湯稅	八、一五五、六四四、四〇〇	六、八三三、八三三、六六六、六六六	一、三二一、八一一、〇〇〇、〇〇〇	一、三二一、八一一、〇〇〇、〇〇〇
原動機稅	二、三三三、七七五、〇〇〇	二、〇三三、七七五、〇〇〇	一、九六六、七七五、〇〇〇、〇〇〇	一、九六六、七七五、〇〇〇、〇〇〇
家畜稅	三、三三三、六六六、〇〇〇	三、三三三、六六六、〇〇〇	三、三三三、六六六、〇〇〇、〇〇〇	三、三三三、六六六、〇〇〇、〇〇〇
建物改修稅	二、六八八、一三三、〇〇〇	一、四三三、六六六、〇〇〇	一、二五五、四六六、〇〇〇、〇〇〇	一、二五五、四六六、〇〇〇、〇〇〇
餘裕住宅稅	一、七〇〇、九三三、六六六、〇〇〇	一、五〇〇、九三三、六六六、〇〇〇	一、九三三、六六六、〇〇〇、〇〇〇	一、九三三、六六六、〇〇〇、〇〇〇
貸席利用稅	八、二四四、五三三、〇〇〇	五、五三三、二二二、〇〇〇	二、七一一、三一一、〇〇〇、〇〇〇	二、七一一、三一一、〇〇〇、〇〇〇
營業稅	五、四三三、六六六、〇〇〇	三、三三三、六六六、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
藝妓稅	八、八八〇、七〇〇、〇〇〇	二、四三三、六六六、〇〇〇	六、四四七、〇三三、〇〇〇、〇〇〇	六、四四七、〇三三、〇〇〇、〇〇〇
家畜移出稅	六、七五五、三〇〇、九〇〇	八、六六六、六六六、〇〇〇	五、八八八、六六六、〇〇〇、〇〇〇	五、八八八、六六六、〇〇〇、〇〇〇
漁業稅	六〇、八五五、三三三、〇〇〇	三、九七七、六六六、〇〇〇	五、六六六、六六六、〇〇〇、〇〇〇	五、六六六、六六六、〇〇〇、〇〇〇
目的稅	七、六八八、三三三、七七七、八八八	五、三三三、六六六、四三三、九九九	二、三四四、〇〇〇、三三三、〇〇〇	二、三四四、〇〇〇、三三三、〇〇〇
地租稅	五、二二六、七九九、八〇〇	四、四三三、六六六、九九九	六、四四四、三三三、〇〇〇、〇〇〇	六、四四四、三三三、〇〇〇、〇〇〇
家屋稅	七、五五五、六三三、二二二、三三三	六、六六六、三三三、三三三、三三三	八、八八八、三三三、三三三、三三三	八、八八八、三三三、三三三、三三三
事業稅	六、〇九九、九二二、四三三、五五五	三、九九九、〇〇〇、八八八、六六六	二、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
特別所得稅	二、〇三三、六三三、〇〇〇	一、六三三、六三三、〇〇〇	六、四四四、七三三、七三三、〇〇〇	六、四四四、七三三、七三三、〇〇〇
營業稅	一、二二二、四三三、五三三	〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、二二二、四三三、五三三	一、二二二、四三三、五三三
獨立稅	四、一三三、七七七、七三三、〇〇〇	二、三三三、六六六、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
地方分與稅	一、九四四、一五五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、九四四、一五五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

議事運営について

問 議会の同意を求める議案について直ちに同意せんとする動議と慎重の審議の要あるをもつて、同意を保留せんとする動議が提出され何れも賛成と反対の聲があつて動議は成立し議題となつたものである。この場合の措置として

- 答 前段①によるのが適當である。
- ① 保留せんとする動議を採擇した處少數をもつて否決されたので更に直ちに同意せんとする動議を採決する手續が適法なりや、
 - ② 保留せんとする動議が少數否決となつたので直ちに同意を與ふることに決定されたものであると認める解釋手續が適法なりや、

縣行政刷新委員會設置條例制定について

問 縣行政の何れの部門にも屬しない重要な問題に關して審査研究する爲法第一四條第一項に依り、別案の如き縣行政刷新委員會設置條例を設け、常置的別個の委員會として運営して行きたいと思ひますが、之が適否及び効力に付御指示賜りたい。

回答 本件行政委員會は、縣議會内に常置的に設置されるものとあるが、如何なるメンバーをもつて組織するものであるか甚だ明瞭をかいていない。議會内に設置すべきものであるならば特別委員會又は常任委員會として設置すべきであり、それ以外のかゝる委員會は設置すべきでない。

議會の運営について

問一、議長の懲罰動議が成立したが、議長はこれを探擇する意思が見えなかつたので、議員が假議長によつて議事進行をはかるため年長議員が臨時議長になることを發言した瞬間に議長は閉會を宣言したが、この議長の閉會宣告は適法かどうか。

二、議長及び議員に對する懲罰動議が成立したのに議長はこれらを探擇

還付税	舊法に依る税收入	地租附加税	附加税	營業税	礦區税	段別税	都市計畫税	合
六四五、〇〇〇.〇〇	六、〇四〇、一六八、八八〇	八、九六三、七〇〇	一七、九六四、二六〇	五八、一八〇、三〇〇	一五、一八〇、〇〇〇	一、〇三三、五五五	四一、九六六、七七七	計六、〇四〇、一六八、八八〇、四一四、三三三、七六二、二八四、三三三、七三三、四七〇、七九四、三三九、〇〇〇
六四五、〇〇〇.〇〇	二、五八四、一〇一、三七七	一、四四四、一五〇	三、五五八、四四五	二、五五五、八二八、八八〇	二、一八八、六四五	一〇四、六〇〇	三一、二九四、五四四	三、四四三、七七一、〇〇〇、四三三、三八五、〇〇〇
〇一・〇〇	七、四九九、五五〇、一六六	一四、四一五、八〇〇	三、二二二、三三三、五六〇、四三三	二一六、三三三、五二〇、〇八三、七三六、四三三	九二〇、九五〇、一〇〇	一〇、七〇一、八三〇、七五五	二、四四、〇〇〇	〇一・〇〇

地方自治法に關する質疑應答
議會に關する事項

地方自治法第七十六條第四項について

問 地方議會の會議規則に違反したと認められるとき地方公共團體の長は地方自治法第七十六條第四項の規定に依り理由を示して、これを再議に付さなければならぬが、その運営の方法を如何にすべきか、なお左記方法の内何れを選ぶべきか至急同報煩したい。

一、その會議が違法であることを認めて再議に付すときは全議員に再度招集状を出すべきか。

二、その會議が會議規則に違反すると認められるも會期中であれば違法の會議を終了したる者を除き引き続き開議して再議に付すことを省略してよいか。

答 御照會の趣旨不明であるが地方公共團體の議會が會議規則に違反して會議を開いた場合においては、第一七六條第四項の規定により長のその違法な會議でなされた議決又は選舉を再議に付し又は再選舉を行わせなければならぬ。

しないで閉會することが出来るか。

三、議員一七名中一五名が欠員の議長選挙を要求し、町村議會が開かれたが、當日の議會の議長（副議長）は町政の圓滿を圖る爲議長選挙を満場一致で選挙を行うために遷引したことを議員は議員の多數（副議長一人を除き全員）の意思を無視したことを理由として懲罰（除名）に付したことは適法かどうか。

四、地方自治法第一一七條に謂う議事とは(1)(2)何れであるか。

(1) 議員から動議が提出され賛成者があつたときからとする説
(2) 議長がその動議を採擇して議題とする旨を宣言した時からとするの説

五、適法と認められない議會で懲罰除名された議員について町長は地方自治法第一七六條第四項によつて再議に付すべく議會を招集についてこの再議の議會に除名された議員を招集するものか。

六、議會で議員から動議が提出され賛成者があつたとき議長はその動議を必ず採擇して議題としなければならないか。
除名された議員に對して誰れが除名の通告をするものか。

七、假議長によつて爲された議員の除名處分及び議長、副議長選挙其他の議決選挙の議會が越權違法であつて町長が再議、再選挙に付した場合、議長は先ず以つて議員の身分に關する懲罰（除名）、議案を最初に採りあげて懲罰を決定してから亦後の議案を付議するのが適法でないか。

新購入圖書紹介

圖書各

式辭と卓上演説
實用手紙の書方
手紙寶典
經濟計畫資金計畫

著譯者

瑞穂社編輯部
中村春洋
瑞穂社、編輯部
山口茂、山田雄
三、高橋泰藏

統計の作り方、見方
商業作文新講
新しい中國
心の平和

瑞穂社編輯部
職務諸表の見方
新しい間接税の話
民法
藩行三千里

井上謙二
黒田保

中國研究所
ジョシユア、マン
リユーブマン
國芳正巳
前尾繁三郎
我妻榮
辻政信

勞働政策の基調
強制執行法
政治經濟大辭典

内外經濟問題の解説
資産再評價詳解
國家公務員の新旅費法
人事行政例規集

北澤新次郎
兼子一
日本經濟機構
研究所

毎日新聞社
エコノミスト部
吉田信邦
大計局給與課
人事行政學會

かろうか。

この場合、除名が取消されて議員の身分を取得したときは直ちに議長から本人に通告して同日の後の會議に出席させる措置をとるものかどうか。

回答一適當でない。

二、會議規則第五〇條第二項により處置しなければならない。

なお、議長の懲罰動議が成立すれば、當然除外されるのである。

三、懲罰は議會自らの議決により科するものであるから法律又は會議規則の定に従うものであるかぎり適法である。但し、いかなる程度の懲罰に付するのが適法かは具體的事情によつて決する外はない。

四、(1)お見込の通り。

五、議員の招集ということはあり得ない。議會の招集は告示をもつて足るのであるが各議員に對する便宜上の通知については長において適宜措置すべきである。

六、前段、會議規則の定によるものであるが、一般的にはお見込の通り後段、除名の通告は一般には議長であるが、本件の場合には假議長である。

七、懲罰議案を何時とりあけるかは、専ら議會自らの運営に俟つべきであり、若し前段により取扱つた場合は、後段により措置するは差し支えない。

